

徳島県告示第七百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第二項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の主たる事務所の所在地	指定の期間
徳島県立神山森林公園	徳島中央森林組合	名西郡神山町神領字西上角三九番地	平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで
徳島県立高丸山千年の森	一般社団法人かみかつ里山倶楽部	勝浦郡上勝町大字福原字川北三番地	同